

西宮市加工用米価格の高騰の影響を受ける事業者への支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の加工用米の価格の高騰の影響を特に受けている酒造業をはじめとする食品製造業の事業者に対し、当該事業者が原材料を安定的に確保し、生産量を維持できるよう支援し、安定した経営環境の確保を図ることを目的として実施する西宮市加工用米価格の高騰の影響を受ける事業者への支援事業給付金（以下「給付金」という。）について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下、「中小企業法」という。）第2条第1項に規定するもの
- (2) 中小企業者等 中小企業者及び常時使用する従業員の数が中小企業法第2条第1項各号に定める従業員の数（主たる事業の属する業種による）以下の会社以外の法人（国及び法人税法別表第1に規定する公共法人を除く）
- (3) 加工用米 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号）に基づく加工用米に限ります。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 前条第1号及び2号に規定する中小企業者等であること。
- (2) 給付金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、市内に本社又は主な事業所があること。
- (3) 加工用米により、清酒等の酒類や味噌等の調味料、米菓等の菓子等の製造を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者としな

- (1) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗

型性風俗特殊営業を営む者を除く。)を除く。)

- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者
- (4) 法人格のない任意団体
- (5) 申請日の時点で西宮市指名停止基準に基づく指名停止措置が講じられている者
- (6) 申請日時点で事業の休止又は廃止を予定している者
- (7) 前6号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

(給付額及び給付上限額)

第4条 給付額及び給付上限額は、別表1のとおりとする。

(給付申請等)

第5条 給付金の交付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 西宮市加工用米等価格高騰対策給付金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 加工用米等の購入および納品実績がわかるもの
令和7年産米であること、米の種類（加工用米であること）、仕入れ元、購入量がわかるもの
- (3) 西宮市加工用米等価格高騰対策給付金に係る加工用米等購入量等集計表（様式第2号1－3）
- (4) 申請に関する誓約書並びに暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(支給決定・額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容に係る審査を行い、給付金を交付することが適当と認め支給額を決定したときには、支給決定・確定通知書により、又、給付金の交付が不適当と認めたときは、不支給決定通知書により、それぞれ申請者に対して通知するものとする。

(本給付の支払い)

第7条 本給付金の支払いは、精算払いによるものとし、第6条の支給決定・確定通知後に行う。

(状況報告及び是正措置等)

第8条 市長は、本給付金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本給付金の支給決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

(2) 市長は、前項の検査又は報告の結果、本給付金の支給に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(関係書類の保存)

第9条 給付事業者は、当該補助事業が完了した日（補助事業中止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間は、帳簿等の補助事業に係る全ての関係書類の原本を保存しなければならない。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、給付事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の支給決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき

(3) 市長の指示に従わなかったとき

(給付金の返還)

第11条 市長は、支給決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、給付事業者に対して期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(効果測定調査)

第12条 市長は、給付金を支給後に給付事業者に対して、給付金の活用方法等について聞き取り調査を実施することができる。

(補則)

第13条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月26日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給決定のあった給付事業については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

区分	内容
給付の 対 象	<p>1 給付額</p> <p>【算定式】</p> <p>(令和 7 年産加工用米の購入単価 (円/俵) - (令和 6 年産加工用米の購入単価 (円/俵))) × 令和 7 年産加工用米の購入数量 (俵) × 1 / 4</p> <p>※令和 7 年産加工用米は令和 8 年 12 月 21 日までに納品及び支払が完了したものを対象とします。</p> <p>※購入単価は消費税抜きとし、運搬費・精米費は含めません。</p>
給付 上限額	<p>上記給付金の総額が予算上限額を超えた場合は、予算の範囲内で給付上限を下げることで調整する。</p>
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象経費であっても、証拠書類がない、購入価格や量等を確認できない等の理由により認められない場合がある。 ・ 購入量の単位は俵 (60kg) とし、kg 単位で購入した場合は、60 で割り戻し、小数点第 2 位を切り捨てること。 ・ 原則として令和 7 年産加工用米の購入実績があること。ただし、令和 6 年産加工用米の購入価格は、同一種別・同一等級の購入実績がない場合、売買契約書等に記載され、購入した場合の価格と認められる場合は、当該価格を適用する。 ・ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。